

秋田県告示第90号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成29年2月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
湯沢市皆瀬字藤倉118、119の1、120の1、121から123まで、125から129まで、131から133まで、138、183から190まで、192、193、196の1、197、201、202の1、202の2、207
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤倉123・129・131・132・138・183から185まで・197（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県雄勝地域振興局農林部及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）